

第10回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月10日(火) 午後1時30分から午後2時30分
まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(12人)

会長(議長)	9番	足立恵一
農業委員	1番	河岡誠
	2番	梶谷重幸
	3番	井次浅美
	4番	足立晋哉
	5番	佐々木隆
	6番	阿部和夫
	7番	橋本正之

最適化推進委員	10番	古徳哲郎
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 8番 足立恵子

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良	収
主幹	西	洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第35号 非農地証明について

議案第36号 農用地利用集積等促進計画(案)について

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知書
報告第26号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転
用報告書について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和6年第10回境港市農業委員会総会を開会いたします。欠席遅刻委員ですが、足立恵子委員が欠席です。
議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、3番井次委員、4番足立晋哉委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和6年8月22日（木） 農業委員会会長・事務局長会議
県会長協議会報告（会長・事務局長）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。議案の1ページから3ページになります。今回2件申請が出てきております。（番号1）は譲渡人が米子市のAさん、譲受人が小篠津町のBさんです。所在は小篠津町、畑、614㎡です。2ページをご覧ください。駅の南側の踏切を渡って一本目のとおりの角の土地になります。続いて、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。第1号の全部効率利用要件についてですが、現在すでに耕作されており、所有権移転後も耕作をされるという事で、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれま

す。第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、足立委員、古徳委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**足立晋哉
委 員** 現地は、JR中浜駅を西に行き、角になります。現在、Bさんが耕作をしておられます。外から見たら木が植わっておりまして、何を作っているかわかりませんでした。野菜を作っておられました。引き続き作られるということなのでいいと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号2)の説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、(番号2)の説明をさせていただきます。譲渡人が芝町のCさん、譲受人が芝町のDさんです。所在は芝町、畑、431㎡です。3ページをご覧ください。米子境港線をEさんのところを北に入ったところで、Fさんの近くの土地です。続いて、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされるという事で、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農業

に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、足立委員、古徳委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 E近くの芝町の点滅信号を左にまがったつきあたり10メートル西側に入ったところとなります。雑林、雑草が生えている、こちらの農地を開墾して露地野菜を作ると言う事です。となりにも家が建っているのですが、きれいになるのでいいと思います。皆さんのご審議をお願いします。

事 務 局 捕捉になりますが、譲受人のDさんは、会社の代表でおられます。今、所有の農地というのが、該当地の南側の方で、去年も何件も申請等でできていますが、お願いをされて管理をしている状態です。ただ、資材置き場等は、5条の転用申請を出されて許可を受けています。それ以外の場所は畑として申請をされて耕うん等はされているようですので、農地として維持をされるお考えがあると考えています。

**足立晋哉
委 員** 今後こういう件が増えてくるのではないかと思います。

事 務 局 ご意見ありがとうございます。農地法3条申請は農地として使っていただくと言う事で、虚偽の申請があれば、許可取り消しとか、勧告とか農業委員会としてとることはできますし、申請の中に虚偽があれば、指導をすることができます。ただ、水はけが悪くて、作物ができなかったと言う場合は、農地として使いにくい、利用ができなければ申請を受けて別のものに転用するというのもいたしかたないことだと考えます。今回は農地として使うということで

3条申請しているので、1、2年たったら別のものに転用できるとは言えないのですが、そういった事は農業委員会の方で、伝えていこうと考えています。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の説明をお願いします。

事 務 局 議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。議案の4ページから5ページになります。今回1件申請が出てきております。(番号1)は譲渡人が財ノ木町のGさん、譲受人が米子市のHさんです。所在は財ノ木町、畑、217㎡です。5ページをご覧ください。Iさんの近くの土地です。隣に2建、分筆して転用し住宅が建っておりその残りの土地になります。申請理由としましては、専用住宅敷地として使われるということです。申請地周辺の農地区分につきましては、第3種農地に該当いたします。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、溜ます等を設置することにより、被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、足立委員、古徳委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。
足立晋哉委員 現地は、R431のJから入った場所で、申請地①の東2件は、それぞれ5条申請で転用された場所です。分譲された場所なので、特に問題はないと思います。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。議案第３４号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第３４号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第３５号「非農地証明について」の説明をお願いします。

事 務 局 議案第３５号「非農地判断について」説明させていただきます。議案の６ページから８ページになります。今回は２件申請ができています。(番号１)申請人は三軒屋町のＫさんです。土地の所在は、三軒屋町、２１４㎡です。地図は７ページです。地図をみてもらうとわかりますが、あじさい会館北にあるご自分のお宅の所が６０年程前から、住宅敷地の一部として、利用しており、農地としての利用は困難とのことで非農地証明と言う事で申請をしていたいております。現地調査は、足立委員、古徳委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

永井委員 現地は、三軒屋会館の南側、Ｌの裏側になります。申請地地図では、Ｍさんとなっていますけど、現在は申請者のＫさんとなっています。あじさい広場とＫさんの敷地の方は雑木で仕切っております。皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号１)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号１)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号２)の説明をお願いします。

事務局 (番号2) 申請人は森岡町のLさんです。土地の所在は森岡町、209㎡、地図は8ページになります。東森岡会館やMさんの北に位置する土地です。もともとはビニールハウスが建っていたのですが雪でつぶれ、平成23年に申請を出して農業用倉庫を建てており農地としての利用は困難とのことで非農地証明と言う事で申請をしていただいております。現地調査は、足立委員、古徳委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 現地は、東森岡会館の横の道を10メートル北側に行ったところになります。今回、申請された農地は、農業用倉庫だったところに車庫を建てると言う事です。農業ができないと言う事で非農地の申請が出されました。皆さんのご審議をお願いします。

事務局 農地法5条届出の方で、2R未満の倉庫を建てられると言う事で、申請はしておられます。2R未満の倉庫ですので、受けてはいるのですが、登記地目を変えられるかどうかはご本人の判断になります。こちらは、農地の一部を宅地として使われるということで登記地目までは変えてはおりません。今回農業用倉庫をやめて、登記をしたいということでしたので、5条申請の方も考えたのですが、申請をしてしまうと、現状復旧と言う事も出てきますので、以前も申請を出しておられるので、非農地の方で対応しようと事務局の方で処理をさせていただきました。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。無いようですので採決をとります。(番号2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第36号「農用地利用集積等促進計画(案)について」の説明をお願いします。
議案内容に関係しますので井次委員は退席をお願いします。

(井次委員が退室)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第 3 6 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」説明いたします。今回は 1 8 件ございます。1 4 件の新規で、4 件の付替えとなっています。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第 3 6 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 6 号は、原案のとおり承認されました。

(井次委員が入室)

(事務局から次の事項について説明)

- ・ 農地部会の役員決め
- ・ 農政専門部会の配置
- ・ 秋季労賃についての説明
- ・ 農地パトロールについての説明

(事務局から次の事項について報告)

報告第 2 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書

報告第 2 6 号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

(事務局からその他項目について説明)

・ 今後の予定

○常設審議委員会(会長) 令和 6 年 9 月 2 4 日(金)

○西部地区農業委員会会長協議会臨時総会 令和 6 年 1 0 月 4 日(金)

○第 1 1 回境港市農業委員会総会(第 1 会議室)

◆午後 1 時 3 0 分～ 令和 6 年 1 0 月 1 0 日(木)

- ・ 農業委員会情報 市報 9月号「農地パトロールの実施について」
市報10月号「秋季農作業労賃標準額の決定について」予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方から
ごさいませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和6年第10回境港市農業委員会総会
を閉会します。

令和6年9月10日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
